**職業安定法施行規則の一部を改正する省令について（概要）**

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

1. 改正の趣旨

○　令和５年６月16日に閣議決定された規制改革実施計画において、職業紹介事業者に対して厚生労働省の「人材サービス総合サイト」上での情報提供を義務づけている事業所ごとの離職状況について、令和５年度中に離職者数の情報提供期間を現行の２年から５年へ延長することとされた。

○　上記規制改革実施計画では離職者数についてのみ言及されていたが、就職者数と併せて情報提供しなければ、事業所ごとの離職状況の把握は難しいことから、就職者数の公表期間についても、現行の２年から５年へ延長する必要がある。

○　上記を踏まえ、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「規則」という。）において、所要の措置を講ずるもの。

1. 改正の概要

○　就職者数及び離職者数の情報提供期間の延長【規則第24条の８第３項及び第４項関係】

　　有料職業紹介事業者がインターネットを利用して提供しなければならない情報である就職者総数及び無期雇用就職者総数並びに無期雇用離職者総数等について、情報提供の期間を２年から５年に延長するもの。

※　無料職業紹介事業者についても、上記に準じた措置を講ずる。【規則第25条第１項において読み替えて準用する規則第24条の８第３項及び第４項関係】

３．施行期日等

○　公 布 日：令和５年10月23日

○　施行期日：公布の日

⇒　情報提供期間の延長により、事業者に離職者数等のデータの再入力を求めるものではない（過去、人材サービス総合サイトに登録された内容が自動出力される）。

ただし、過去の登録内容に誤入力・未記載の項目があれば更新願いたい。